

松戸市立小金浦中学校 PTA
PTA会長 道行 誠

臨時総会（PTA会則改定）のお知らせと議案書の提出

早春の候、会員の皆さまにはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、PTAの活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
昨年は、『PTA活動見直しに向けてのアンケート』にご協力いただき、誠にありがとうございました。皆さまから
の回答結果を受けてPTA本部役員と学校にて協議を重ねてまいりました。また、この度の見直しに則した会則改定
について常任委員会の賛同を得られましたので、以下の通り議案書を提出するとともに、臨時総会の開催について
ご案内いたします。新型コロナウイルスの感染拡大防止という観点から、会員の皆さまにお集まりいただいたのでの集
会形式での開催を中心とさせていただきます。

記

審議日： 令和5年1月23日（月）
議案： 別紙PTA提出議案のとおり
審議方法： Googleフォームでの表決とします
提出期間： 令和5年1月16日（月）～令和5年1月22日（日）
提出方法： 下記QRコードもしくはURLからご回答ください。

<https://forms.gle/o5vvT5AFP9mFv4s9>



- * 可能な限りGoogleフォームを使用しての表決にご協力ください。
- * Googleフォームでの送信が難しい場合のみ別紙表決書・委任状をお子様の学級担任
宛に1/20（金）までにご提出ください。
- * 提出期限を過ぎても返信がない場合は、上記議案に賛成いただけたものとみなし、
取りまとめいたしますので、ご了承ください。

以上

*質問がある方は下記メールアドレスまで、
1月19（木）までに質問事項をお送りください。
koganemimami01@gmail.com



*参考資料（『PTA活動見直しアンケート』結果）
https://docs.google.com/spreadsheets/d/17Rhn8Lw0Im_Jb4n0A69UUBccyzrhjot7uT_15xoFkM/edit?usp=sharing



松戸市立小金南中学校 PTA

臨時書面総会（PTA会則改定）のお知らせと議案書

令和5年1月

PTA 提出議案

第1号議案 PTA会則 第6章第10条 本会役員の人数ならびに役職名についての改定

第2号議案 PTA会則 第6章第12条 本会役員の選出方法についての改定

第3号議案 PTA会則 第6章第13条 本会役員の職務についての改定

第4号議案 PTA会則 第7章第14条 3.総会の開催方法についての追加

第5号議案 PTA会則 第7章第16条2.常任委員会の構成と開催方法についての改定と
3.専門委員会が行う事項についての改定ならびに廃止、4.係についての追加

第6号議案 PTA会則 規定1会則第6章第12条の改定に伴う本規程の改定ならびに廃止

PTA会則改定（案）

松戸市立小金南中学校PTA会則について、以下の通り会則改定いたします。

第1号議案

本会役員の人数ならびに役職名について改定いたします。

(第6章第10条) 改定前		(第6章第10条) 改定後	
本会の役員は次のとおりとする。		本会の役員は次のとおりとする。	
1.役員	1.役員	①会長 1名 保護者より1名	①会長 1名 保護者より1名
①会長 1名 保護者より1名	①会長 1名 保護者より1名	②副会長 3名 保護者より2名 教職員より1名	②運営メンバー 保護者より5名以上
②副会長 3名 保護者より2名 教職員より1名	②運営メンバー 保護者より5名以上	③書記 3名 保護者より2名 教職員より1名	③教職員より1名
③書記 3名 保護者より2名 教職員より1名	③教職員より1名	④会計監査 3名 保護者より3名	④会計監査 2名以上 保護者より2名以上
④会計監査 3名 保護者より3名	④会計監査 2名以上 保護者より2名以上	⑤会計監査 3名 保護者より3名	⑤会計監査 2名以上 保護者より2名以上

第2号議案

本会役員の指名委員会による推薦制度を廃止し、立候補にて広く募ることといたします。詳細は（規定1）に定めます。

(第6章第12条) 改定前		(第6章第12条) 改定後	
本会の役員はあらかじめ開催された指名委員会において候補者を指名し、総会において承認を受けるものとする。		本会の役員は総会において承認を受けるものとする。 役員と専門委員選出の規定は別に定める。（規定1）	

第3号議案

本会役員の職務について改定いたします。

(第6章第13条) 改定前	(第6章第13条) 改定後
本会の役員の職務は次のとおりとする。	運営メンバーは、次項の業務を協力して行うものとする。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。	1. 会長の補佐、ならびに会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は会計事務を処理し、監査による会計監査を経て決算報告する。	2. 会計事務を処理し、監査による会計監査を経て決算報告する。
4. 書記は本会の記録を整理保存し、連絡その他所務を行い、役員会、常任委員会の運営にあたる。	3. 本会の記録を整理保存し、連絡その他所務を行い、役員会、常任委員会の運営にあたる。

第4号議案

有事の定期総会ならびに臨時総会の開催方法について追加いたします。

(第6章第13条) 改定前	(第6章第13条) 改定後
	3. 有事の時は、上記1.・2.を書面総会（またはオンライン）にて開催することができます。

第5号議案

学校が必要とするサポートを円滑に行うため既存の委員会を見直し、短期間で活動できる係やボランティア制を導入することを定めます。

(第7章第16条) 改定前	(第7章第16条) 改定後
本公司役員会・常任委員会・専門委員会・監査会をおく。	本公司役員会・常任委員会・専門委員会・監査会をおく。
(第7章第16条) 改定前	(第7章第16条) 改定後
2. 常任委員会は、監査を除く役員・各学年委員会正副委員長・各専門委員会正副委員長をもつて構成し、毎月1回開くことを例とした次の事項を行う。	2. 常任委員会は、監査を除く役員・各専門委員会正副委員長をもつて構成し、オンラインでの連絡事項を主ととする。ただし、①～④事項の際は常任委員会を開催する。 ① 各部立案の事前計画の検討。 ② 総会に提出する議案および報告書の作成。 ③ 総会により委任された事項の処理。 ④ その他急を要する事項の処理。 ※常任委員会は、定員の2分の1以上の出席をもつて議事の議決を行うものとし、各委員会で1票とする。
3. 専門委員会は次の事項を行う。	3. 専門委員会は次の事項を行う。 ① 学年委員会は、当該学年および学級の諸問題についての連絡調整および、それぞれの学年に関わる事業の企画推進にすること。 ② 広報委員会は、広報誌発行に關すること。ただし、立候補者がいない場合、その年の発行は休止することができる。 ④ 保健体育委員会は廃止とする。

(第7章第16条) 改定前	(第7章第16条) 改定後
<p>4. 係は次の事項を行ふ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 修学旅行プラン選定係（第1学年） ② 卒業対策係（第3学年） ③ 学校行事P TA担当企画立案係（全学年） 	

第6号議案

会則第6章第12条の変更内容に則して、規定1を定めます。

(規定1) 改定前	(規定1) 改定後
2. 本会の役員候補者は、役員候補者指名委員会（以下指名委員会といふ）において選出される。	2. 本会の役員候補者は、立候補において選出される。
3. 指名委員会は、各学年より3名・教職員から2名の委員をもつて構成し、各委員はそれぞれ互選によって選出され、会長が委嘱する。	3. 削除
4. 指名委員会は、被推薦者を広く会員の中より人材を求めて、公正な選舉をし、会長の内諾を得る。	3. 本会の役員立候補者は、広く会員の中より人材を求めて、公正な選考をし、会長の内諾を得る。
5. 指名委員会は、総会においてこれを報告し承諾を受ける。	削除
6. 現役員は、指名委員になることはできない。また、指名委員は被推薦者になることはできない。	削除

PTA 総会 書面表決書・委任状

書面表決書または委任状のいずれかの□に☑を入れてください。

□書面表決書（書面での議決権を行使する場合）

該当する意思表示に○をしてください。↓

第1号議案 PTA会則 第6章第10条 本会役員の人数ならびに役職名についての改定	賛成	反対
第2号議案 PTA会則 第6章第12条 本会役員の選出方法についての改定	賛成	反対
第3号議案 PTA会則 第6章第13条 本会役員の職務についての改定	賛成	反対
第4号議案 PTA会則 第7章第14条 3.総会の開催方法についての追加	賛成	反対
第5号議案 PTA会則 第7章第16条2.常任委員会の構成と開催方法についての改定と3.専門委員会が行う事項についての改定ならびに廃止、4.係についての追加	賛成	反対
第6号議案 PTA会則 規定1会則第6章第12条の改定に伴う本規程の改定ならびに廃止	賛成	反対

□委任状（議決権を他の人に託す場合）

PTA会長 道行 誠 様

令和4年度 PTA臨時書面総会における採決を会長に委任いたします。

年 組 番 保護者名 印

* 1世帯につき1枚ご提出ください。